

○内閣府
総務省 令第 号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行に伴い、及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を実施するため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（平成十八年 内閣府 令第 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
<p>(郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請)</p> <p>第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項(同条第三項で準用する場合を含む。)、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 郵便貯金銀行に関する次に掲げる書類</p> <p>[イ〜ハ 略]</p> <p>ニ 株式交換により子会社対象金融機関等(法第百十一条第九項に規定する子会社対象金融機関等をいう。以下この条において同じ。)を子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)とする場合には、次に掲げる書類</p> <p>[1]・[2] 略</p> <p>ホ 株式交付により子会社対象金融機関等を子会社とする場合には、次に掲げる書類</p> <p>(1) 株式交付計画の内容を記載した書類</p> <p>(2) 株式交付費用を記載した書類</p> <p>三 郵便貯金銀行及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に</p>	<p>(郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請)</p> <p>第四条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 [同上]</p> <p>[イ〜ハ 同上]</p> <p>ニ 株式交換により子会社対象金融機関等(法第百十一条第九項に規定する子会社対象金融機関等をいう。以下この条において同じ。)を子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下第十三条までにおいて同じ。)とする場合には、次に掲げる書類</p> <p>[1]・[2] 同上</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>三 郵便貯金銀行及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に</p>

規定する子会社等をいう。以下この条から第十一条までにおいて同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 当該認可後における郵便貯金銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第七条から第九条までにおいて同じ。）の見込みを記載した書類

四 「略」

五 当該認可に係る子会社対象金融機関等を子会社とすることにより、郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 「略」

2 「略」

（郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請）

第十八条 郵便保険会社は、法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可を

規定する子会社等をいう。以下第十一条までにおいて同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 「同上」

ロ 当該認可後における郵便貯金銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下第九条までにおいて同じ。）の見込みを記載した書類

四 「同上」

五 当該認可に係る子会社対象金融機関等を子会社とすることにより、郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 「同上」

2 「同上」

（郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請）

第十八条 「同上」

受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一 「略」

二 郵便保険会社に関する次に掲げる書類

「イ〜ハ 略」

ニ 株式交換により子会社対象会社（法第百三十九条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）とする場合には、次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 略〕

ホ 株式交付により子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

（1） 株式交付計画の内容を記載した書類

（2） 株式交付費用を記載した書類

三 郵便保険会社及びその子会社等（保険業法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）に関する次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

四 「略」

五 当該認可に係る子会社対象会社を子会社とすることにより、郵便保険会社又はその子会社が国内の会社（保険業法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第二十二條から第二十八條まで

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 株式交換により子会社対象会社（法第百三十九条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下第二十八条までにおいて同じ。）とする場合には、次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 同上〕

「号の細分を加える。」

三 郵便保険会社及びその子会社等（保険業法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下第二十六条までにおいて同じ。）に関する次に掲げる書類

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

五 当該認可に係る子会社対象会社を子会社とすることにより、郵便保険会社又はその子会社が国内の会社（保険業法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下第二十八條までにおいて同

<p>において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(保険業法第七十七条第一項に規定する基準議決権数をいう。第二十二條から第二十八條までにおいて同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類</p> <p>六 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(保険業法第七十七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下第二十八條までにおいて同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類</p> <p>六 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。